

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザル プレゼンテーションおよびヒアリング審査手順

1. 審査の対象者

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザルにおけるプレゼンテーションおよびヒアリング審査（以下「ヒアリング審査」という。）は、坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による一次審査結果に基づき、技術提案書等の提出要請を受けた者で、当該技術提案書等を事務局に受理された者（以下「対象者」という。）を対象に実施する。

2. ヒアリング審査の実施方法等

ヒアリング審査は、次のとおり実施する。

(1) ヒアリング会場

坂出市役所東館第4会議室

(2) 実施日

平成26年11月23日（日）

(3) 対象者集合場所

各対象者へ別途通知

(4) 説明員

各対象者の説明員は、技術提案書等の提出書類のうち様式第18号に記載された者で構成する。

(5) 順番および時間

ヒアリング審査の順番および時間は、技術提案書等を事務局へ提出した際に、受付順に、ヒアリング審査の順番および時間を記入したくじを引き決定する。

(6) 実施方法

i) ヒアリング審査は、対象者1者につきプレゼンテーション20分以内およびヒアリング10分程度とする。

ii) プレゼンテーションは、提出した技術提案書に沿って説明するものとする。

iii) プレゼンテーションに必要な機器類は、プロジェクターおよびスクリーン以外は各対象者が準備するものとする。

iv) プレゼンテーションおよびヒアリングは非公開とする。ただし、審査結果および講評については、公表するものとする。

(7) 禁止事項

次の事項に該当する者は、失格となることがある。

i) 指定時間に遅刻した対象者。ただし、事務局がやむを得ないと判断する理由がある場合は、別途協議する。

- ii) 企業名，個人名等が判断される服装および言動等を行った者。
- iii) 提出した書類以外の資料でプレゼンテーションを行った者。
- iv) 事務局の指示に従わない者

3. その他

- (1) ヒアリング審査に関して，実施要領に規定されていない事項が発生した場合は，選定委員会と事務局が協議し決定する。また，その内容は，必要に応じて対象者全員に通知するものとする。
- (2) ヒアリング審査の進行上の都合により，別途通知した時間と異なる時間となる場合は，事務局の指示に従うこととする。